

## 総務省通知で示された規定例

- ・災害時における県民の安否状況の確認に関する事務
- ・平成 23 年 3 月 11 日に発生した大規模地震による被災地域において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく救助その他の知事が当該地域の被災者に対して緊急に行うべき事務であって規則で定めるもの

## 岩手県

- 3 1 災害時における県民の安否の確認その他の当該災害の被災者の救助のために必要な措置に関する事務であって規則で定めるもの
- ・安否の確認を要する者の氏名、性別、住所及び生年月日の確認
  - ・県営住宅及び県営特定公共賃貸住宅の一時使用の申請の受理、その申請に係る事実について審査又はその申請に対する応答

## 宮城県

### 附則

- 2 法第 30 条の 8 第 1 項第 2 号の条例で定める事務は、別表第 2 に掲げる事務のほか、当分の間、平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害に係る県民の安否確認に関する事務その他の規則で定めるものとする。
- ・条例附則第 2 項で定める事務は、次のとおりとする。
- (1) 県民の安否の確認
- (2) 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否を確認するために必要な情報の提供

## 福島県

- 1 3 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定による事務のうち被災者に対して緊急に行うべき事務であって規則で定めるもの
- 県民の居住する市町村の長に対する当該県民の安否の確認のために必要な情報の提供
- 1 4 災害時における県民の安否状況の確認に関する事務

## 高知県

- 4 7 災害時における県民の安否状況の確認その他災害の被災者に対して緊急に行うべき事務のうち、次に掲げるもの
- (1) 県民の住所地の市町村長に対する当該県民の安否の確認をするために必要な情報の提供に関する事務
- (2) 県外に避難している県民の安否の確認に関する事務